

## 【越谷市における施設の使用及び事業実施の目安】

当面の間、市施設の使用及び事業の実施については、埼玉県による「外出自粛の要請」や「施設の使用停止等の要請」が緩和あるいは解除されていることに加え、原則、以下の(1)から(3)を満たす場合のみとする。

### (1)参加人数等

類型	収容率	人数上限
屋内	50%以内	100人
屋外	十分な間隔（できれば2メートル）	200人

※収容率と人数上限でどちらか少ない方を限度（両方の条件を満たす必要）

### (2)感染拡大防止策

1. 三密対策	一定の数以上の入場制限、密集防止、社会的距離の確保
2. 感染防止対策	発熱等の症状がある方の制限、手の触れる場所の消毒、マスクの着用
3. 安全対策	入口等に消毒設備、体温計の設置、毎時の換気と消毒の徹底
4. その他	万が一感染者が確認されたときに備え、利用者（参加者）の特定、対面での食事や会話の制限

### (3)その他

上記に加え、「職種別ガイドライン」を参考とした対策の実施

法令上の規定や市民の健康保持のため、実施する必要があるものについては対象外としますが、感染拡大防止策を十分に講じたうえで実施します。